

平成30年度

社会教育委員会議の協議経過とまとめ

令和元年6月

尼崎市社会教育委員会議

1 協議経過

回	開催日等	主な事項
1	平成 30 年 5 月 22 日 (火) 於：議会棟 2 階 第一委員会室	○地域振興体制の再構築に関するその後の経過について ○平成 30 年度社会教育関係主要事業について ○平成 30 年度社会教育関係団体への補助金について ○平成 30 年度社会教育委員会議における協議事項について
2	平成 30 年 7 月 24 日 (火) 於：市政情報センター ホール 1	○総合計画に係る社会教育関連施策と今後の取組について ■02（生涯学習）施策について ■14（魅力創造・発信）施策について
3	平成 30 年 10 月 2 日 (火) 於：市役所中館地下 1 階会議室	○平成 30 年度施策評価結果について ○地域振興体制の再構築の取組について ■（仮称）尼崎市生涯学習審議会の設置等について ■生涯学習プラザの指定管理者業務等について ■今後のスケジュールについて
4	平成 31 年 1 月 25 日(金) 於：教育委員会室	○地域振興体制の再構築の取組について ■生涯学習プラザの運営について ■生涯学習プラザの利用方法について ○平成 31 年度主要事業について ○平成 31 年度以降の社会教育委員会議について

2 主な協議内容と協議結果のまとめ

(1) 総合計画における社会教育関連施策について

ア 協議の方向性

平成 25 年 4 月に策定された尼崎市総合計画は、策定から 5 年が経過したため、平成 30 年度より後期まちづくり基本計画に移行した。後期まちづくり基本計画では、前期まちづくり基本計画で定めていたまちづくり構想から「①前期計画策定後における本市を取り巻く状況の変化」、「②尼崎人口ビジョン及び尼崎版総合戦略」、「③各年度の施策評価の結果」を考慮し、施策間の連携をより重視し推進していく具体的な取組の方向性を示すため、施策の統合や細分化を行い、市民・事業者・行政が取り組む方向性を 20 施策から 16 施策に修正されている。その中の、社会教育関連施策「02 生涯学習」及び「14 魅力創造・発信」について、市民意識や目標指標の達成度合いを把握し、その取組の成果や課題、進捗度などを点検・確認することを目的として作成している「施策評価表」をもとに、市民・事業者それぞれの立場からどのような取組や関わりができるのか、協議を行った。

イ 主な協議内容とまとめ

- 「02 生涯学習－01・02」（生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち）について

- (ア) 地域学校協働本部設置の推進において、平成 32 年度に 41 校全校設置を目標としているが、学校運営協議会やコミュニティスクールがその先にあると思う。
- (イ) 地域学校協働本部が 41 小学校に設置された際には、41 校あれば 41 校の在り方がある。継続・持続可能な形にならざるを得ないと思う。
- (ウ) 生涯学習プラザでは教育基本法の本質や社会教育の理念を踏まえて事業の企画を行う地域の拠点となることを願っている。
- (エ) 家庭教育については、生涯学習プラザでも各地区の地域子育て支援拠点の情報や、市長部局の利用者支援事業といった情報を把握し、各々の情報が共有されるようにしてほしい。
- (オ) 中央図書館の幼稚園を対象に行っている出張講座は、市立幼稚園の他、認定こども園や保育園などできるだけ門戸を広げ、ボランティアの方に読み聞かせをして頂けるよう検討してほしい。
- (カ) 中央図書館にインターネットを無料で使えるパソコンが 3 台あり、データベース機能も入ることであるが、そのような情報を広く発信する必要がある。今後、Wi-Fi 環境等の整備も検討してほしい。
- (キ) 地区体育館や屋内プールで実施する事業について「時代のニーズに合わせた見直し」とはどのようなことか。健康を意識する人の増加、介護予防、また、ニュースポーツを通じた婚活があるとも聞く。健康志向、高齢化社会、人との交流などが時代のニーズと言える。

■「14 魅力創造・発信-01・04」(歴史や文化を守り活かし、人をひきつける魅力があふれるまち) について

- (ア) 文化財収蔵庫として使用している城内中学校校舎のリニューアルを図り、歴史館機能を整備することであるが、尼崎城が完成したら、観光に来る人が増えるので歴史館機能にも足を運んでもらえるようにしてほしい。
- (イ) 施策の達成度を考える指標はリピーターを作っていくということなのか、多くの市民に参加してもらおうということなのか分かりにくいと感じる。

(2) 自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築(取組方針)について

ア 協議の方向性

平成 29 年度に「自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築(取組方針)(素案)」が提案され、この取組方針について教育委員会より社会教育委員会議へ諮問されたことを受けて、社会教育法第 17 条に基づき教育委員会に答申した。この取組方針に基づき、平成 31 年度から公民館に代わる組織及び施設を市長部局に設置することについて、担当課より経過報告を受け、生涯学習プラザに関する運営方法等について、協議を行った。

イ 協議の内容

■尼崎市生涯学習審議会、生涯学習プラザについて

- (ア) 尼崎市生涯学習審議会が設置されても、図書館や文化財収蔵庫等の社会教育施設については、引き続き、社会教育委員会議で審議し、尼崎市生涯学習審議会では、生涯学習プラザで行う事業の審議が中心となるということか。
- (イ) 各生涯学習プラザに指定管理者制度が導入されるが、指定管理者の業務は受け付け業務に加えて、自主事業を妨げるものではないということであるが、本来自主事業は積極的に行う方が内容としては豊かなものになるのではないか。
- (ウ) 生涯学習プラザの設置にあたり、利用者説明会で得られた市民からの意見を生涯学習プラザに配置される人に引き継いでほしい。
- (エ) 営利企業やNPOにおいても社会貢献活動等への取組が増えている中、生涯学習プラザの利用料金の減免対象を法人で判断するのか、活動内容で判断するのか詳細を検討する必要がある。
- (オ) 生涯学習プラザの利用にあたり、中学生、高校生、大学生といった成人の代表者がいない世代のグループも利用できるのか。子どもたちが使えるようなルール作りが必要。

(3) 平成 31 年度主要事業について

- (ア) 地域振興体制を進めるにあたり、新たな会議体が立ち上がるのか。その場合、既存の会議体と新たな会議体の思いがバラバラにならないよう共通認識を持つておくようにしなければならない。地域のコーディネーター役の人が上手く取り組んでいく必要がある。
- (イ) 公民館から生涯学習プラザに名前も組織も変わり、市民としては今までとどう違うのか混乱がある。市民と行政と一緒に事業を行い、そのこと自体を成果とするのはよいが、気が付いたら行政がイニシアティブを取りたくなってしまうのではないか。市民の自分たちの意欲で関わっていきたいということを大事にしてほしい。

(4) まとめ

以上のことから平成 30 年度は、主に「平成 30 年度施策評価結果」等により社会教育施策について協議を行うほか、平成 31 年度にスタートする「地域振興体制の再構築の取組」と「生涯学習プラザ」の方針や方向性について要望、提言、確認等を行った。

「平成 30 年度施策評価結果」等による社会教育施策の協議としては、地域学校協働本部については、各学校の活動が継続・持続可能となるよう各校の進め方に沿ったものとなることを望むとともに、学校運営協議会やコミュニティスクールの設置につながるものとするを教育委員会事務局に要望した。また、図書館については、インターネット環境に関する市民周知や整備、出張出前講座の拡大、文化財収蔵庫をリニューアルして整備する歴史館機能については、尼崎城の集客を視野に入れた整備、地区体育館等事業については「時代のニーズに合わせた見直し」として、健康を意識する人の増加、介護予防、ニュースポーツを通じた若い人の交流等について協議し、教育委員会事務局

に提言した。

「地域振興体制の再構築の取組」と「生涯学習プラザ」については、生涯学習プラザでは教育基本法の本質や社会教育の拠点としての事業企画を望むとともに、新たに設置される生涯学習審議会と生涯学習審議会設置後の社会教育委員会議の各々の審議事項について確認した。

生涯学習プラザの指定管理者制度導入に当たっては、自主事業を妨げるものではないとしているのに対し、自主事業は積極的に行う方が望ましい旨を教育委員会事務局に提言した。加えて、成人の代表者がいない青少年のグループも利用できるようなルール作りを要望するとともに利用者説明会で得られた市民からの意見は、生涯学習プラザに配置される人に引き継ぐよう教育委員会事務局に求めた。

以 上